

日本イギリス哲学会
第30回総会・研究大会

学会創立30周年記念大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 30th Annual Conference
at Waseda University

期日 2006年3月27日(月)・28日(火)

会場 早稲田大学政治経済学部

東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学西早稲田キャンパス

第1日 2006年3月27日(月)

9:30～ 受付 政治経済学部正面入り口 (3号館1階)

10:00～11:00 総会 [3-402]

11:00～12:00 特別講演 [3-402]

Bill Speck (Emeritus Professor of Leeds University)
British Conservatism from Burke to Beaconsfield

紹介者 松園伸 (早稲田大学)

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:30 シンポジウム I 日本イギリス哲学会 30周年記念シンポジウム
--イギリス哲学研究の現状と展望--
[3-402]

司会：只腰親和 (横浜市立大学)、中才敏郎 (大阪市立大学)

第一報告 問の方向転換—20世紀「イギリス」哲学の基本特徴

中釜浩一 (法政大学)

第二報告 歴史的慎慮の行方—イギリス政治哲学の変容と持続—

押村高 (青山学院大学)

第三報告 帝国と文明のブリテン思想史をめぐる「用語」分析の可能性

深貝保

則 (横浜国立大学)

特定質問

山岡龍一 (放送大学)

質疑応答

18:00～ 懇親会 [大隈ガーデンハウ
ス]

第2日 2005年3月28日(火)

8:30 受付
9:00~12:10 個人研究報告 (報告40分、質問20分)

時間	報告者	論題	司会者
第一会場 [1-301]			
9:00	島村久幸 東京大学大学院生	ロック『人間知性論』における道德論	下川 潔 学習院大学
10:05	和田泰一 早稲田大学大学院生	近代初期における権利主体の展開—ホッブズ、ロックを中心に	山田園子 広島大学
11:10	矢嶋直規 敬和学園大学	ヒューム認識論における規範原理としての「一般的観点」	久米暁 関西学院大学

第二会場 [1-303]			
9:00	藤田祐 東京大学大学院生	アルフレッド・ラッセル・ウォレス—進化理論と急進主義・社会主義	桜井徹 神戸大学
10:05	長尾栄達 学振特別研究員・東京大学	ロック言語論のテーゼと規範性	米澤克夫 帝京大学
11:10	青木滋之 学振特別研究員・名古屋大学	王立協会の形成と実験哲学の認識論	大久保正健 杉野服飾大学

第三会場 [1-313]			
9:00	前原直子 法政大学大学院生	J・S・ミルの共感論と社会変革論	関口正司 九州大学
10:05	吉澤昌恭 広島経済大学	経済学と功利主義	泉谷周三郎 横浜国立大学
11:10	塩野谷祐一 一橋大学・名誉	福祉国家の哲学的基礎とオックスフォード・アプローチ	田中秀夫 京都大学

12:10~13:00 昼食・休憩

13:00~13:30 臨時総会
[3-402]

13:30~17:00 シンポジウム II イギリス思想におけるプロバビリティ
[3-402]

司会：一ノ瀬正樹(東京大学)・伊勢俊彦(立命館大学)

第一報告 ジョン・ロック『人間知性論』第4巻における「事実問題」「理性問題」「信仰問題」

瀧田寧 (日本大学・非常勤)

第二報告 D・ヒュームのプロバビリティ論

古賀勝次郎 (早稲田大学)

第三報告 ジェヴォンズにおける確率論と経済学
市立大学)

千賀重義 (横浜)

17:00

閉会挨拶

会長・田中秀夫

ビル・スペック「バークからビーコンスフィールドまでの英国保守主義」
Bill Speck, British Conservatism from Burke to Beaconsfield

Although Edmund Burke has been claimed as a prophet of Victorian Liberalism he is more generally recognized as the father of British Conservatism. He owes this reputation primarily to his defence of the Constitution in Church and State, and the social hierarchy, against those who sought to emulate the French revolutionaries by overthrowing them. He defended them not by appealing to abstract concepts such as 'liberty' – he disliked such speculation – but pragmatically, demonstrating from history that they were worth conserving. This was perhaps because he was a practicing politician rather than a political theorist. Thus he maintained that the Revolution of 1688 had been a preserving revolution, unlike that in France in 1789 which was a destructive force. The 'Glorious Revolution' had preserved the ideal balance of King, Lords and Commons which James II had tried to disturb by increasing the powers of the Crown at the expense of the other two. Admirers of the French Revolution threatened to destroy it by expanding the role of the Commons and diminishing if not destroying that of the monarch and the aristocracy.

Burke was by no means a reactionary, opposed to all change. On the contrary he insisted that 'a state without the means of some change is without the means of its conservation'. He himself supported the resolution passed in the House of Commons in 1780 that 'the influence of the Crown has increased, is increasing and ought to be diminished'. When his party came to power in 1782 he introduced legislation to diminish it. But this was consistent with his view that the theoretically perfect constitution established in 1689 by the restoration of the equilibrium of Crown, Lords and Commons had to be sustained by constant adjustments. The alteration of the Constitution itself, by electoral reform for instance, he constantly opposed.

His successors in the early nineteenth century continued to uphold the balanced Constitution and the Revolution settlement against further demands for radical change. Thus they resisted Catholic Emancipation and the Reform Act. But they did not just continue to uphold Burke's philosophy. Although he was aware of social change, and capable of adjusting to it, his political ideas were fashioned for an essentially static society. The great increase of population and the onset of industrialization created massive changes which conservatives could not ignore. Robert Southey, who became 'the most powerful literary supporter of the tories' in the 1820s, adjusted Burkean Conservatism to address the concerns of a rapidly changing society. Thus where Burke had advocated Adam Smith's laissez faire policies Southey called for state intervention to provide education

and employment for the masses.

This paved the way for Disraeli's 'one nation' toryism. The paternalistic schemes of Southey and other Romantics were taken a stage further. Thus Disraeli, unlike Burke, was prepared to concede a measure of parliamentary reform – the Reform Act of 1867 – in order to enfranchise what was perceived as the deferential potentially tory voters in the working class.

問の方向転換——20世紀「イギリス」哲学の基本特徴

中釜浩一 (法政大学)

本報告では、20世紀イギリスの理論哲学の基本的特徴を再確認することを通して、今後の展開や他分野との連携の可能性を議論する手がかりを与えることを目指す。

20世紀イギリス哲学の一つの大きな特徴は、逆説的ながら、それが国籍を失い「イギリス的」でなくなったことである、と言えると思う。英語圏の哲学者の多く（あるいは現代の英語圏の哲学を研究する日本の研究者の多くも）は、自らの専門が言語哲学や科学哲学であるとは考えても、「イギリス哲学」であると見なしてはいないだろう（彼らの言及する哲学者のほとんどが英語圏の人々であるにもかかわらず）。現代フランス思想や現代ドイツ哲学について語ることは、おそらくある程度意味があり、それらにはその国籍に由来する何らかの個性が見られると一般に考えられているのに対して、「イギリス」をことさら強調することには、現代哲学に関する限り、それほど大きなポイントがあるようには思えない。その一つの理由は、ダメットも主張するように、現代「イギリス」哲学が、イギリス伝統思想と別のところにその源泉を持つことだろう。分析哲学の祖と言われる人々の多く（ブレンターノ、フレーゲ、ウィトゲンシュタイン、ウィーン学団、ポーランド学派等々）は中央ヨーロッパ出身であった。分析哲学が主にイギリスやアメリカに移入されたのは、ナチの進出による中欧の政情等によるある程度偶然の成り行きのためである。

もう一つの理由は、現代「イギリス」哲学の性格そのものに関わる。それは世紀が進むにつれてますます「客観主義的」傾向をあらわにすることとなった。客観主義的態度が、歴史や伝統をある程度軽視し普遍主義的傾向を持つことは、科学の場合を考えれば明らかである。だが哲学においては、科学のように目に見える成果の普遍妥当性によってではなく、その基本的問の方向が客観主義的性格を定めるのであり、その方向の妥当性を論証することが客観主義的態度の論拠となるのである。

現代「イギリス」哲学の客観主義に内実を与えた主要な要因は、いわゆる「言語論的転回」と「認識論の自然化」であったと考えられる。言語論的転回は、伝統的な哲学的問を言語と意味に関する問に読み替えることで哲学探究を前進させようという、方法論的テーゼ以上のものである。それは、われわれのすべての思考は言語的であり、言語的意味の解明（言語が何かを意味するとはどういうことかの一般的説明）こそが、思考の解明をもたらす、すべての哲学的問を解決するための鍵となる、という立場への転換を主張するのである。これは、認識・思考の源泉を主体による「観念」の把握におく伝統的な「主観主義的」哲学とは対極の立場である。なぜなら言語的意味とは、言語的コミュニケーションを可能にするものとして、まさに社会的・客観的なものでなければならないからである。また、「認識論の自然化」とは、一人称的知識の確実性にすべての知識を基礎付けようとする伝統的な基礎付け主義を批判し、「知識の正当化」という問題に自然主義的手法を用いてアプローチしようという立場である。「自然化」の具体的内容に関しては、論者によって様々な違いがあるが、このアプローチが客観主義的であることは自明なことだろう。

20世紀「イギリス」哲学がもたらした最大のものは、伝統的「主観主義」哲学から上述の意味での「客観主義」哲学への方向転換を、最も意識的にまた厳格な仕方で推し進めたことであったと考えられる。同時に、客観主義的アプローチは主観性の問題を新たな文脈で問いなおすことになる。20世紀後半から現在にまで続くいくつかの主要問題、たとえば、指標語の意味論を巡る問題、あるいは一人称的知識の性格を巡る問題等々は、そのような脈絡の中で捉えることができる。

以上のような「イギリス」哲学の「客観主義的」方向転換が、他分野との連携をどのような形で可能に（あるいは不可能に）するのかは、ディスカッションの場で考えていきたい。

歴史的慎慮の行方—イギリス政治哲学の変容と持続—

押村 高 (青山学院大学)

20世紀以降のイギリス政治哲学(理論)の特徴を、何に求めることができようか。イギリス政治哲学には、オックスフォード学派、ケンブリッジ学派、LSE学派、ウェールズ学派などと呼ばれるものがあったとしても、「イギリス学派」という総称で括れる潮流は存在しないかもしれない。しかし、ヨーロッパ大陸の政治哲学との対照、あるいは、アメリカの現代政治学との比較という観点に立つと、やはり「特殊イギリス的なもの」が顕現するのである。

いかなる政治哲学のディスコースも、その発話者の置かれた政治的状況による規定を被っている。そもそも他国から国制(憲法)を輸入したことがない、ヨーロッパ大陸との制度的な差別化を強く追い求める、国内政治(デモクラシー)、対外政治(帝国)ともに輝かしい歴史を誇っている、などの現実政治の特徴は、イギリス政治哲学のディスコースの中にも、自国の政治的伝統に対する執着、新しい現象(といわれるもの)を「過去の類似した文脈」の中で捉えるという独特な傾向を生み落としてきた。

本報告では、とくに20世紀以降の政治哲学における特殊イギリス的なものとは何かを、「歴史的慎慮」という観点から追究してみたい。すなわちイギリスの政治学は、つねに二つの矛盾する原理のいずれにも与することなく、両者の緊張関係を意識しながら具体的状況の中で最善の組み合わせを求める、という指向性を保ってきた。そこで本報告では、この傾向を以下のような角度から検証する。

① 一般意思と主権の接合の拒否

ルソー流の一般意思による法の制定や政府の指導という発想を拒否して「議会主権」にたどり着いた過程を想起しながら、イギリス現代政治哲学の特徴をシュミット流主権理論の「迂回作業」に求める。

② 国家主義でもなく反国家主義でもなく

共同体を論ずるさいに、国家主義的なものと反国家主義的なものを同時に拒絶する傾向がみられる。このような傾向は、シヴィック・ナショナリズムという主張、また現代の社会民主主義や福祉国家論、さらにリバタリアン、コミュニタリアン、保守主義者それぞれの思想に影響を及ぼしている。

③ 制度論でもなく過程論でもなく

アメリカ現代政治学におけるような制度か過程かという選択は、政治をつねに歴史的状況の複雑な総体の中で捉えるイギリス政治学のテーマとはなりえなかった。この点を、イギリス政治哲学における「理論と実践の問題」から考察する。

④ パワーと道義の二律背反を超えて

国際関係論の「イギリス学派」と呼ばれる人々が、ホッブズ流の自然状態論とカント流の普遍的義務論の両者を排して、「政府なき社会」「国際社会」という概念に到達していったことの意義を論ずる。

なお、検討対象としては、M・オークショット、I・バーリン、B・クリック、J・ダン、B・ベリー、D・ミラー、M・ホワイト、H・ブルほかを考えている。ここでいわゆるイギリスの政治哲学者とは、出生におけるイギリス人ではないが、イギリスの学問的伝統の中で思索、著述活動を行い、政治哲学のイギリスの特徴を体現している者も含まれる。

最後に、イギリス政治哲学ディスコースの分析がイギリス哲学の関連領域の研究と連携できる可能性について言及してみたい。

帝国と文明のブリテン思想史をめぐる「用語」分析の可能性

深貝 保則 (横浜国立大学)

近年、「国」のあり方をめぐる議論が新たな展開を見せている。複合化しつつある国民のアイデンティティをいかに束ねるのか、世界化する市場のダイナミズムのもとでいかなるプログラムに国の浮沈を託すのか。また、これらの問題を語るうえで近代以降の思想が培ってきた用語と分析装置はどこまで有益もしくは有効たり得るのか。いずれにしてもイギリス思想史研究の領域において、日本の「近代化」の担い手をいかに創出するのかを論じた伝統とは異なる局面に差し掛かっている。そこで、近年の「ブリテン帝国」史研究において展開されている自由貿易帝国主義論、世界システム論、ジェントルマン資本主義論、財政=軍事国家論、および文化帝国主義論などを念頭に、帝国と文明をめぐる問題圏を「用語」の創出を軸として思想的にとりあげる可能性を考えてみよう。ここで重視したいのは、連合や連邦、植民地および市場圏をめぐる統治および経済的支配の地理的広がりを見定めて「帝国」をデザインするののかという問題とともに、「帝国」内の多様な構成員をいかに社会統合するののかという問題圏の存在である。

18世紀初頭の合邦の時期において、複合国家のもとでのアイデンティティの維持もしくは新たな創出をめぐる「徳」が重要論点のひとつであった。同時に18世紀は大陸および北米を舞台に、軍事の裏づけのもとでの「勢力均衡」のストラテジーを競い合う時期でもあった。しかし、7年戦争の後の植民地アメリカの離脱は、ブリテン帝国にとって戦略の練り直しを迫るものであった。公債依存型の軍事国家のプログラムが十全に成果をもたらさなかったからである。だが、フランス革命後のブリテン政府は、軍事投入の対仏干渉を進めていく。この経緯のなかで、1776年をめぐるタッカー、スミスのように、軍事的な圧力により相手側の反感を強めるよりも貿易による相互的なメリットを得るほうが、単に財政支出の面ばかりでなく内発的な経済発展にとっても有効だとのプログラムが提案される。また、公債依存型国家について減債基金の工夫により維持・償却可能とした「政治算術」は18世紀末になると、フランスとの国力比較によって対仏干渉の無謀さを警告する言説を生み出した。そして1776年に刊行されたギボン『ローマ帝国衰亡史』第1巻はトラヤヌス帝の領土拡張とハドリアヌス帝の平和主義のコントラストを象徴的に描き出しており、その後の帝国と文明をめぐる理解にも影を落とすことになった。

19世紀においては、自由や代議制などの政治用語と並んで、自由貿易や金本位制、均衡など、経済のメカニズムを「中立」的に説明する用語が展開される。ここで重要な点は、アイルランドとの連合やその後の新たな植民地ネットワークの形成を通じて急激な社会的変化を遂げつつある複合国家の文化的統合を図る思想枠組が、これに結びついたことである。資本と人口との流出入と安価な食糧調達のメリットを経済的メカニズムとして描くとともに、英語を語る白人の文化的な優位のネットワークを示す言説が19世紀において展開した。これらの言説は同時代の枠組を肯定的に説明するための「政治」的機能を果たしたといえる。そして、19世紀末には衰退の新たな危機感のなかで、「厚生」の多様な用語法を軸に帝国の維持と福祉国家のデザインを模索する言説が展開される。

この報告では、複合国家の統合とそのデザインを国際的な文脈で支えるための政治的・経済的な用語の創出に着目しつつ、帝国と文明との関わりを言説のコンテクストにおいて捉える可能性を探りたい。

ロック『人間知性論』における道徳論

島村久幸 (東京大学大学院生)

ロックは『人間知性論』において道徳論を正面切って論じるつもりではなく、各巻で道徳にかかわる該当項目を論じるにとどまっている。しかしそれらを総合的に眺めるならば、おのずとロックの抱懐していた道徳論が浮かび上がってくる。

ロックによれば、意志と自由は明確に区別される。いずれも人間の持つ別個の力能である。意志は行動の選択の力能であるのに対し、自由は意志によって選択された行動を行ったり行わないのを阻止したりする点に存する。行動の自由は心の外の事情にその実現性を依存していると見ている。

意志を決定するのは何か。この問題に対するロックの解答については、第一版と第二版との間に変更がある。前者では「外見上のより大きな善 Good が意志を決定する」としていたのに対し、後者では「落ち着かなさ(uneasiness)が意志を決定する」としている。この変更の理由は、善すなわち快を追求することよりも、苦を取り去ることのほうが意志の決定要因としては大きいという「快と苦の非対称性」にロックが気づいたことによる。そして第一版では、幸福の追求のためにすべての善が意志を決定するのに対し、第二版では幸福の追求は人によってさまざまであり、どんな善も人を動かして意志決定させるわけではないと主張するに至るのである。

さて心は、「落ち着かなさ」言い換えれば、欲望に駆られて意志を決定するけれども、一方、経験上明白のように、心は欲望の実行および満足を停止する力能を持っている。その停止の間に、私たちが行おうとする善悪を検討する機会がある。これこそ神の授けた理性の指導に従うことであり、真の幸福の追求のためである、とロックは断言している。

その際、私たちが自己の有意的行動を導くべき規準は、三種類あり、「神の法」、国家の定める「市民法」、「世論ないし世評の法」である。人類の大部分は第三の法によっているが、その多くは「神の法」に対応しているとロックは言う。

そうした道徳規準はどのような知識であるか。それはロックの言う「論証道徳」であって、論証的知識に属する。しかし道徳観念には特有の難しさがあり、探求を重ねて定義し論証しなければならないという規範的な営みが要求される。すなわちロックにとって、論証道徳は、単なる理念でなく、実践の現実なのである。

こうしたロックの主張に対して、評者の中には、快樂主義と合理主義の無理な調和だ(エアロン)とか、心理学的利己主義と道徳的原理を有神論的枠組みの中へ押し込んだ(エヤーズ)と評する人々もいるが、私は、検討した結果、それらの批評は必ずしも正しいとは言えないのではないと思われるに至った。以上、ロックは、『人間知性論』の中で道徳の観念と知識を経験論的に探求したのであって、その論旨は首尾一貫しており、矛盾や欠陥は見出されないと考えられる。(了)

初期近代における権利主体の展開—ホッブズ、ロックを中心に

和田 泰一 (早稲田大学大学院生)

本報告の目的は、ホッブズやプーフェンドルフ、ロックなどの初期近代の政治思想家たちが展開した自然権の諸観念とそれらが前提している人間像を相互に比較対照しながら、かれらがそれぞれいかなる権利主体を観念的に構築していったのかを分析することにある。スコラ的な神学・世界観の影響を受けた自然法から、よりリベラルな人間像から演繹された自然権へという政治思想の近代的転換の分析は、古くはシュトラウスが行ったものであるが、近年では山岡龍一が自然法の個人主義的転換という形式で、またザルカが『主体性のもう一つの道』において法的な間主観性の設立という形式で展開したものである。本報告ではおもにホッブズおよびロックの自然権と人格 (person) の概念に焦点を当てながら、またかれらの議論も参照しながら、いかに主体=基体 (subject) としての近代的人間像が両者の自然権に取り入れられているのかを論じる。

最初にザルカ (Yves Charles Zarka) が提唱した主体性の観念を紹介する。かれによれば、近代的な権利主体の特徴は以下の三つである。すなわち、①道徳的特質としての権利の定義、②道徳的存在や人格といった人間の定義、③法的な間主観性の誕生。これらの三つのテーゼを分析した後で、主に②に関してホッブズとロックの主体性の観念を論じることとする。

『リヴァイアサン』で自然権は、第十六章の人格や権威の定義を受けて、「私自身を統治する権利 (Right of Governing my selfe)」と言い換えられている。ここで見出されるのは、統治している私自身 (自分の行為や言葉を能動的に表し、そのすべてを永続的に受け入れる自己=主体) と統治される私自身 (身体や、主体によって所有されるすべての行為や言葉) とを記号論的に結合する、理性的な人格としての近代的人間像である。そのことは、①「彼自身の (his own)」力を使用する自由という自然権の定義、②所有物についての権利 (Dominion) と権威 (authority) とのアナロジーなどからも理解できる。ホッブズの人格に基づいた自然権の理論は、①政治理論の対象となる人格から非理性的なものを排除する、②主権者のすべての行為を臣民=主体の行為として受け入れさせて、コモンウェルスの正当化をより容易にする、という利点があった。しかしその一方で、ホッブズにとって人格は純粋に理性的なものではなく、幾多の理性的なもの (授権、信約、自然法) を破る過剰な情念にとらわれているがゆえに、人格内において理性と情念との対立、自然法と自然権との対立はむしろ先鋭化して浮かび上がることになる。要約すれば、ホッブズの社会契約には脆弱性が伴うのであって、自然権を行使しているホッブズの (自然的) 人格において完全に理性的な権利主体が成立しているとは言えない。

それに対してロックの場合は、初めに理性的な自然法の執行という形で自然権が提示されているがゆえに、ホッブズほど対立が激化されることなく自然権の理論が展開されている。自然権を行使する人間とは、生命、財産などの所有を維持し、他人のそれを侵害しないという、相互に所有権を保持している人間である。ここで「自分自身 (himself)」を維持すべきというときロックが意味しているのは、「自分自身の人格における (in his own Person) 所有権」、すなわち活動や労働の所有権を維持すべきということである。『人間知性論』においてロックは、人間に関わる同一性を①人間の同一性 (identity of man)、②実体の同一性 (identity of substances)、③人格の同一性 (personal identity) に分類しているが、このうち人格の同一性についてのロックの観念は、自然権および所有権を主張する近代的な権利主体の観念に極めて合致したものである。すなわち、たとえその時間と場所が異なったとしても、意識 (consciousness) によって過去や現在の多様な知覚を結合して、つねに自分自身の同一性を意識しながら存在し続ける人格の観念 (これは伝統的な基体の使用法に類似している) は、産出された多様な労働や働きをつねに自分自身に属するものとして意識し続ける近代的な占有の観念と類似関係にある。ロックの社会契約の人間像も、初期近代のほかの政治思想家たちの人格の観念を継承して、

ヒューム認識論における規範原理としての「一般的観点」

矢嶋直規 (敬和学園大学)

ヒュームにおいて「一般的観点」は道徳判断をおこなうための視点とされている。ところでなぜこの概念が「道徳的」観点であるのか、またなぜ一般的観点を取ったときに生まれる知覚が、道徳的な知覚であるのかについてヒュームは多くを語っておらず、あたかも自明な事柄であるかのように扱っているようにさえ見える。しかし、一般的観点がそれほど重要な概念である以上、それには明確な論拠があるものと考えられる。本報告で私は、一般的観点についての概念的説明と、その具体的形成過程がヒュームの認識論において展開されていること、そして一般的観点を中心的な概念として見た時、ヒューム認識論が、一つのきわめて明確な筋書きを現すことを主張したい。

ヒュームの『人間本性論』は、知覚を素材とし、最も原初的な経験として与えられる個別的な印象から出発し、ついには統治組織とそのもとでの人々の安定した有徳な生活の成立までを描く大きな筋書きによって成り立っている。その物語において常に問題とされるのは、個別的な知覚がいかにして一般性を獲得するかである。知覚は観点がなければ成立しない。一般的観点とは、根本的に知覚の一般性を成立させる観点である。

一般的観点の理論的原型は、ヒュームの「抽象観念論」において提示されていると考えられる。ヒュームにおいて抽象観念（一般観念）とは、個別観念がそれと類似の他の個別観念と連合する習慣によって一般性を獲得したものを意味する。習慣は対象的事実ではなく、観察者の主体性において成り立つものであり、それは、観察者が個別観念をそれと類似の他の個別観念との連合において知覚する事態である。これは、一般的観点を取ることの最も基本的なあり方を意味するといえる。抽象観念は、観察者が個別観念を一般的観点においてみる事態において成立するのである。

抽象観念の成立と共に、世界を構成する個別的な要素が成立する。そこで次なる高次の一般性の成立が問題になる。ヒュームの因果論は、その事態を説明する理論と理解することができる。因果とは、あるタイプの個別的な観念と他のタイプの個別的な観念との間に成立する安定した結合関係を指すものといえる。この場合、原因・結果とは、個別観念が他のタイプの観念と特有の関係にあることへの信念である。それゆえ、ヒューム因果論において、一般的観点を取るとは、ある観念を特定の他の観念との密接なつながりにおいて見るという事態を意味する。

因果観念の成立は、さらに高次の一般性の成立を促す。因果律の認識は経験と共に豊かになり、私たちの精神的把握力を超える数の因果律がこの世界に認められるようになる。すると多様な因果律の安定した認識を可能にする一般性が要請されることになる。それが外的物体の成立である。外的物体とは、因果関係として認識された法則を自身の性質として内蔵すると想定されるところの想像力の虚構である。外的物体が唯一の性質から成り立つと見なされることはありえず、外的物体の想定においては、必ず複数の性質が一つの実体的対象に固有のものとして想定される。言い換えるならば、外的物体において成立する一般性とは、いくつかの種類異なる個別観念を同一の対象に属するものとして見なすことである。こうして外的物体もまた、一般的観点によって成立するものといえる。外的物体の成立をもって、私たちの自然的世界の信念は完成する。

こうして一般的観点は、ヒューム認識論の規範的概念として捉えることができる。この規範性を前提

にしてこそ、ヒュームは道徳論において、一般的観点を取ることを道徳的認識の規範性を表すものとして提示しえたのである。

個人研究報告
-303)

(3月28日 第2会場 第1報告 9:00~10:00 1

アルフレッド・ラッセル・ウォレス—進化理論と急進主義・社会主義—

藤田 祐 (東京大学大学院生)

本報告の第一の目的は、アルフレッド・ラッセル・ウォレス (Alfred Russel Wallace, 1823-1913) の理論における、進化理論と社会思想・政治思想との関係を探ることである。そのために、二つの観点を導入し、関連する問題を検討する。第一の観点は、いわゆるウォレスの〈転向 (volte-face)〉に関わるウォレス理論の変化である。第二の観点は、ウォレスの社会進化論・政治信条とスペンサー思想との関係、特に、『社会静学』(1851)で表された若きハーバート・スペンサー (Herbert Spencer, 1820-1903) の急進主義との関係である。

先行研究で取り上げられてきたウォレスの〈転向〉とは、1860年代末から、ウォレスが、人間精神の起源は自然選択理論では説明できないと論じ始めたことを指す。ほぼ同時期に物質世界から独立した心霊界の存在を信じるようになったウォレスは、人間精神が、自然選択のメカニズムではなく、高度な知的存在の導きによって誕生したと論じていく。しかしながら、ウォレスは、自然選択によって人間の精神能力が発展してきて今後も発展し得るという、1864年の講演「人種の起源」で提示した考え方を放棄したわけではなかった。「人種の起源」を改訂した論文に見られるウォレス思想の変化は、進歩に対する楽観主義的な見方を修正し、ヨーロッパの文明社会が人間の知性と道徳性の発展を妨げていることを強調したことである。このことが、ヴィクトリア時代後期にウォレスが社会改革による平等の実現を要求していったこととつながっている。しかしながら、自然に内在する進歩の力に対する信念は、それを支える心霊世界の存在への信念に支えられて維持された。ウォレスは、遺伝的形質の向上には選択が不可欠であるという優生思想と同じ前提に立ちつつも、自然の進歩への信念に基づいて、人間精神の発展のための人為選択という優生思想を批判した。社会改革を経て教育水準が高まった平等社会では、女性が自由に配偶者を選択する一種の性選択によって、自然に人種の向上が実現していくと考えたからである。本報告では、人間観・世界観を含むウォレスの思想体系における〈転向〉の意味を、先行研究を参照しつつ検討し、ウォレス理論の意義を探究していく。

〈転向〉の時期以降ウォレスが社会主義への傾倒を深めていったことと関連して、ウォレス思想を考察する上での重要な視点が、スペンサー思想との関わりである。1864年の「人種の起源」では、人種間の生存競争を通じて、スペンサーが『社会静学』(1851)で提示した理想社会へと進歩していくことが示唆されている。しかしながら、ヴィクトリア時代後期の個人主義対集団主義という枠組みに従えば、スペンサーの個人主義とウォレスの社会主義は対立することになる。特に、土地問題をめぐって、1880年前後から土地国有化を主張する論文を発表していったウォレスに対して、『社会静学』で土地私有が正義に反すると論じたスペンサーが、地主の財産権を擁護する側にまわり対抗した。また、ウォレスは、個人主義に対しては、〈機会の平等〉という考え方を前面に押し出して、競争における公正さの必要性を打ち出した。初期スペンサーの思想を受容したウォレスが、ヴィクトリア時代後期に自らの社会主義を提唱する際に個人主義の原理についてどのように論じたかという問題は、上述のウォレス理論の変化の問題と結びつけて論ずるべき重要な問題である。

本報告で、〈転向〉とスペンサー思想との関わりという二つの観点から、ウォレス理論における進化理論と社会思想・政治思想との関連性を探ることにより、ヴィクトリア時代の社会進化論の側面が明らかになるだろう。

ロック言語論のテーゼと規範性

長尾栄達 (日本学術振興会特別研究員・東京大学)

ウィトゲンシュタインによって私的言語批判が展開される際、その批判の対象としてジョン・ロックの言語論が念頭におかれていたとしばしば言われることもあって、ロックの言語論は一般に私的言語説の典型と見なされている。ウィトゲンシュタインが私的言語ということは何を言おうとしたかはそれほど定かでないにしても、「言葉は、その一次的ないし直接的な意味表示 (signification) において、その言葉を使う人の心の中にある観念のみを表わす」(『人間知性論』3.2.2) というロック言語論の基本テーゼは、私的言語説を示したにほかならないものとして受け取られるのが通例である。

しかし、その言語論全体を見渡してみるならば、言葉の意味の公共的性格が強調されているのもまた事実であり、私的言語の一言で片付けられるほど事態は単純ではない。たとえば次のような文言がある。「人々は通例、自分と、自分と談話する者が、その心にもつ観念が同じかどうかを検討する態度にない。人々は、言葉を自分たちの言語の共通の意義 (common acceptance) で使うと想像するとおりに使って、それで十分だと考える」(3.2.4)。「なるほど、共通の用法 (common use) は、すべての言語において、暗黙の同意によって、ある音のある観念に割り当てていて、このことはその音の意味表示をそれだけ制限するのであるから、ある人間がその音を同じ観念に当てはめないならば、その人は適切に話していないことになる」(3.2.8)。文言における「共通の意義」や「共通の用法」という語によって、意味の公共性が意図されていることは明らかである。そして、なにより、基本テーゼのゆえにロック言語論が私的言語説として受け取られるのだとしたら、ほかならぬ基本テーゼのゆえに、ロック言語論は私的言語説の謗りを免れる可能性を持つという事実があるのである。

基本テーゼ「言葉は、その一次的ないし直接的な意味表示において、その言葉を使う人の心の中にある観念のみを表わす」における「一次的ないし直接的な意味表示」という発言が「二次的ないし間接的な意味表示」の存在を示唆し、そして、「二次的ないし間接的な意味表示」によって、観念ならざる事物そのものが意図されているということ、これは幾人かの論者が指摘するところである。問題は、「直接的な意味表示」と「間接的な意味表示」としてそれぞれ観念と事物が考えられた、その理由である。論者の一人アシュワースは、これについて次のように述べる。「それは、知識、特に外の世界に関する知識における観念の場所に対するロック自身の見解と非常に適切に調和したからである。観念は、恰度それが知識におけるのと同じように、言語において直接的な対象であり、事物は、恰度それが知識におけるのと同じように、言語において間接的な対象である」。知覚表象説をその根拠とし、それゆえ、私的言語論的解釈につながり得るこの発言は、しかし、事態を正確に捉えているとは思われない。

本報告では、基本テーゼにおいて二次的なものとして示唆されている「言葉が事物を意味表示する」という事態を、発話の現場における指示行為を表わすものとして捉え、この指示行為に対する規範的な一次性的なものであるとして「言葉が観念を意味表示する」という事態を考察することにより、「意味表示」に設けられた一次的／二次的の区別の意図を明らかにしようとする。そして、そのことによって、ロック言語論のテーゼが私的言語説を表わしたものでないということを示そうと考える。

王立協会の形成と実験哲学の認識論—フック、グランヴィル、ロック—

青木滋之（日本学術振興会特別研究員 PD・名古屋大学）

17世紀中盤のイングランドは、宗教改革、市民革命と並んで科学革命が進行し、科学的知識観においてめまぐるしい変革を遂げた時代であった。それに応じて、旧来のスコラ的な知識観を打破し、新しい時代の知識を擁護する認識論が求められていった。本発表が注目する文脈に即して言えば、1650-60年代に現れたウィルキンスを中心とするオックスフォード実験クラブの形成から英国王立協会の設立を通じて、自然学における認識論的な関心は、いかにして自然誌・実験誌（実験的知識）を学的知識として正当化できるのか、そして実践においてどのようにして実験的知識を前進させるべきか、といったものであったのである。

本発表はまず、王立協会の成立過程とそのモットーとを確認した後に、当代随一の自然哲学者でもあったフックの『ミクログラフィア（1665）』の序論に注目することから始めたい。そこから判明するのは、当時の認識論的な問題設定が、いわゆる哲学プロパーの「認識論」で議論される知識の定義や、知識の限界という抽象的な論点をめぐるものではなく、もっと具体的な、眼前の科学的プラクティスに指針を与える実践的原理とでも言うべきものであったということである。しかしフックによる実践的な認識論は、当代のアリストテレス的な知識観への原理的・理論的な反省を殆ど含まず、実験的知識の基礎付けとしては十分なものではないことも、ここでは同時に指摘される。

王立協会の推進する実験哲学を理論的に擁護する認識論を初めて展開した哲学者としてしばしば言及されるのは、グランヴィルである。そこで、フックに続く節では、グランヴィルによる『教義化の虚栄さ（1661）』および、スプラットの『王立協会の歴史（1665）』を拡張・擁護した『プラス・ウルトラ（1668）』を手掛かりにして、懐疑論と独断主義の両方を避け、その中道を行く建設的懐疑論 *constructive skepticism* と呼ばれる認識論的立場の成立基盤を探求する。グランヴィルはすでにロックに先立ち、科学的知識が演繹的に得られるタイプのものではないこと、仮説はそれを支える証拠に比例した蓋然性を持つこと、我々の感官はあらゆる事物の広大さや微小さに対応するほど巨視的でも先鋭でもなく限界があることを指摘していることが、ここでは検討される。

そして、ロックの『人間知性論（1690）』は、上のグランヴィルの科学認識論を継承しながらも、さらに射程と深さにおいて、実験主義的な認識論をさらに深化させたものとなっていることが最終節で指摘される。つまりロックでは、グランヴィルにおける不必要なデカルト的要素（コギトや一般命題の優越性や、その生得性）が排除され、感覚経験を認識論的な出発点とする唯名論的な立場が徹底されていくのに加えて、さらに、我々が自然科学を前進させていくために実験的知識が必要（演繹的知識が無効）であることの理由として、詳細な物体の性質の分析（物体の一次・二次性質の区別）および、粒子説の仮説的身分の分析が行われている点が挙げられる。こうしてロックの科学認識論は、知識の経験論的な起源を明らかにしながら、さらに実験的知識の拡張によって可能になる科学的知識（ロックは粒子説を念頭に置いている）の可能性・限界をも示すという、羅針盤的な役割が担わされていることが、ここで示されることになる。

以上のように本発表は、ロックの『人間知性論』も含めて、王立協会の周辺に位置する自然哲学者たちの認識論的な営みが、実験哲学という思想運動を支え、確立させようとするものであったことを、フック、グランヴィル、ロックという3人のテキストを検討することから明らかにしようとするものである。

個人研究報告
313)

(3月28日 第3会場 第1報告 9:00~10:00 1-

J. S. ミルの共感論と社会変革論

前原 直子 (法政大学大学院生)

J.S.ミル『経済学原理』の主題は、共感論を根底においた社会変革論である。

ミルは、今こそ「社会の道德革命」を通じての社会変革が急務である、と主張した。

ミルによれば、イギリスは、資本が高度に蓄積された結果、一国の利潤率が著しく低下し、「停止状態」に到達する寸前の状態にあった。にもかかわらず社会の内実は労資対立の激化など政治的、経済的欠陥が顕著に現出し、利己心を逸脱した結果、社会は知的・道德的退廃に陥った。それゆえミルは、アダム・スミスの期待は裏切られた、と受けとめた。

ミルの考えでは、資本が高度に蓄積された最先進国が「停止状態」に到達するのは当然の帰結であり、それゆえ理想的な市民社会は「停止状態」のなかでこそ達成されなければならない。しかしそれは、自然必然的に到達するディズマルな「停止状態」ではなく、人為的政策を通じての理想的な「停止状態」でなければならなかった。そこでミルは、『経済学原理』第4編「停止状態」論において理想的停止状態論＝理想的市民社会論を展開した。

本報告では現実に直面するディズマルな「停止状態」を「現実としての停止状態」と規定し、理想的な「停止状態」を「当為としての停止状態」と規定する。ミルは理想的な「停止状態」＝「当為としての停止状態」のなかに理想的市民社会を見いだした。

ミルによれば、「当為としての停止状態」＝理想的市民社会の主要な特質は、①万人に公平な分配制度＝社会制度を保証しうる社会、②それゆえに富裕が社会全般にゆき渡り、労働者は生活水準の向上によって知的・道德的に成長し、かつまた労働エリートが登場しうる社会、③加えて万人が豊かな共感能力を培って自らの感動の心を発見し、公共心＝人間愛に満ちた状態に到達し、人間的完成＝自己完成を目指しうる社会、という点にある。

ミルによれば、人はある特定の他者のなかに「完全なる一体感」＝「完全なる共感」を見だし、自らの感動の心を発見するや、自分本来の個性＝潜在的自己能力を発見して人生を一変させる。人は自らの感動の心を仕事を通じて自己表現して生きるとき、世に広く高く自らの愛を施す公共心に満ちた人生を貫いてゆけるのである。そうした人生における幸福の価値転換のためには、利己心の自由な発揮を通じての共感能力の向上が前提となる。

経済学説史との関連でいえばミルは、アダム・スミスの政治経済学の再構築を目指したが、具体的にはそれは、「利己心の体系」から「公共心の体系」への移行によって達成される。いいかえれば、理想的市民社会の実現のためには、ディズマルな「現実としての停止状態」を、理想的な「当為としての停止状態」へと、その内容を人為的に転換させてゆかなければならない。その実現によってまたミルは、ベンサム功利主義の再構築を実現できる、と考えた。ミルは人間愛のなかに功利主義倫理の完全なる精神を見いだした。ミル功利主義は「人間愛と利害を度外視した献身とに満ちた社会」の構築を目指したのである。

そしてミルは、経済理論としては、「当為としての停止状態」＝理想的市民社会の実現可能性を

「労働費用・利潤相反論」に基礎づけて論証したのである。すなわちミルは、デビッド・リカードウの「賃金・利潤相反論」の修正によってミル独自の経済理論を提出し、分配改善政策による「労働能率の向上」＝人間的成長の重要性を前面に押し出した。

こうしてミルは、「人間的成長のための分配改善政策」というミル独自の政策を通じて、労働者大衆が知的・道徳的水準を向上せしめ、社会変革の先陣（リーダー的使命）をなす労働エリートについてゆけるだけの共感能力を養成できるならば、労働者大衆の労働エリートへの「社会的共感」によって「社会の道徳革命」＝意識革命が実現し、社会は大多数の割合を占める「労働者の自由意思」によって「当為としての停止状態」＝理想的市民社会へとむかってゆくだらう、と予想したのである。明らかにミルの理想的市民社会は、「社会的共感」の質的向上と量的拡大によって実現されてゆくのである。

総じていえばミルは、株式会社を労働者の共感能力向上の場と捉える。ミルによれば、株式会社のなかで様々な仕事を通じて知的・道徳的に成長し、共感能力を高めた労働エリートは、労働者同志の共同組織を形成してゆくだらう。そしてその成功を見て、共感しえた労働者は、つぎつぎと雇用労働者としての立場を捨てて共同組織を形成してゆくだらう。

そうして株式会社を中心とした資本主義的企業と共同組織とが自由競争を展開する社会の構築によって「利己心の体系」が実現するであろう。ミルにおける「利己心の体系」は、労働エリートの登場を可能とする、公平な分配制度と公正な自由競争制度によって基礎づけられている点に大きな特徴がある。そしてそうした「利己心の体系」を基盤として発展を遂げた社会が「人間愛と利害を度外視した献身とに満ちた社会」の体系＝「公共心の体系」である。したがってミルの理想的市民社会は、「利己心の体系」を制度的基盤として発展を遂げた「公共心の体系」の構築によって実現されるのであり、それゆえ二段構えで形成されてゆく。これがミルの理想的停止状態論＝理想的市民社会論の基本構想である。

スミスの「自然的自由の体制」を継承し「自生的秩序」論を展開した F.A.ハイエクは、市場における自由競争を通じての「意図せざる結果」として自生的に経済的秩序が形成される、と主張した。ハイエクは、ミルがイギリス古典的自由主義を後退させ、知識階級を集産主義へと一気に導いた、と批判した。

しかしながらミルは、『経済学原理』において何よりもまずスミスの「利己心の体系」の再構築によって経済的自由の実現を目指したのであり、ハイエクのミル批判は妥当性をもたない。ミルにおける理想的市民社会は、「私有財産制を転覆せず」とも、「社会的共感」を通じての社会変革によって平和裏に実現しうるのである。

以上の如くミルは、社会変革の成否を握る鍵を労働エリートの登場と労働者大衆の共感能力の向上に求めた。その意味でミルは、共感論に基礎づけて社会変革論を展開した。

ミル社会変革論の独自性は、労働エリートに労働者大衆が共感し追随してゆくことによって生じる「社会の道徳革命」＝意識革命を通じて理想的市民社会が形成されてゆく、ということを経済学的に論証しえた点にある。

経済学と功利主義

吉澤昌恭 (広島経

済大学)

私が第30回研究大会で報告をしたいと思ったのは、第29回研究大会で、山本圭一郎氏の報告「J.S.ミルの功利主義における善と正の理論 —『生の技術』を中心に—」を聞いたことがきっかけになっている。

山本氏の報告は立派なものであったと思う。また、報告の際に配布されたペーパーを改めて読み返してみると、キチンと書かれたものであることが分かる。山本氏の議論は、「快樂の質的差異」の問題に正面から取り組んだものである。その結論は、「低級な快樂も高級な快樂もすべてを経験した・感受性豊かな有資格者が快樂の優劣を判定し、それに従って道德規則を作成すべし」というものである、と私は解釈する。

報告を聞いた時、経済学者として、そして、分配問題に30年以上にわたって取り組んできた者として、山本氏の議論に何ともしっくりこないものを感じた。数ヶ月たって、「たとえどんなに立派な人であっても、腹が減って死にそうな時は、食べることを最優先するに違いない」ということに思い至った時に、私のモヤモヤは解消された。

「その日の食にも事欠く貧しい人をいかにして救済するか」は重要な問題であるが、「低級な快樂と高級な快樂の区別」は重要な問題ではないというのが、私の主張である。つまり、「快樂の質」の問題の意義を極小化することによって、功利主義の最大の弱点のひとつに対処しようというのが、私が思いついた戦略である。

尚、私は、功利主義を論ずるに当っては、「快樂」という概念を用いるよりも「欲求充足」という概念を用いた方がよい、と考えている。その理由は報告で述べる。また、私の報告は、以下のような内容になる予定である。

はじめに —— 報告を希望した理由

1. 古典派経済学と功利主義の弱点

1.1. 経済学とは？ 1.2. 古典派経済学 1.3. 功利主義

2. 誰の欲求充足か？

2.1. 庶民の幸福？ 2.2. 市場的所得分配の修正 2.3. 年金制度と人口高齢化

3. 衣食足りて礼節を知る？

3.1. 有資格者による「快樂の優劣」の判定は「エリートの専制」を帰結しないか？

3.2. 腹が減って死にそうな時は「食欲」がすべてに優先する

3.3. 「低級な」欲求充足と「高級な」欲求充足の判定者は必要か？

福祉国家の哲学的基礎とオックスフォード・アプローチ

——T. H.グリーンと歴史派経済学——

塩野谷 祐一 (一橋大学・名誉)

1. 背景的問題意識。経済倫理学の体系を次のように考える(拙著『経済と倫理——福祉国家の哲学』)。

- (A) 資源の「効率」的分配に関して、人間の「行為」を評価対象とする「善」(効率)の理論、
- (B) 資源の「卓越」的分配に関して、人間の「存在」を評価対象とする「徳」(卓越)の理論、
- (C) 資源の「正義」的分配に関して、社会の「制度」を評価対象とする「正」(正義)の理論。

三者の価値的順位は、「正」>「徳」>「善」である。経済の規範的評価において、(B)が最も忘れられている。

「価値」の次元を「制度」の次元と関連づけ、「資本主義・民主主義・社会保障」の三層システムを「福祉国家」と呼ぶ。「人間の基礎的ニーズ」の充足としての社会保障は、「消極的な福祉」の供与ではなく、人間本性としての能力を発揮し、自己実現を目的とする「積極的な福祉」を保障しなければならない。福祉国家の哲学的基礎の中核は(B)である。福祉思想の体系的な研究と歴史的研究との結合を意図して、(B)の理論をグリーンらの道徳哲学に求め、その英国社会政策への制度的定着を可能にした条件として、歴史派経済学の媒介を重視する。

2. 新自由主義との関連におけるグリーン解釈。イギリスにおける戦後の支配的グリーン研究において、一方で、Richter-Clarke-Freedenの解釈は彼を古典的自由主義の域を出ないものとみなし、他方で、Dicey-Berlinの解釈は彼を全体主義の危険を導くものとみる。しかし、両者はともに、個人主義対全体主義という硬直的枠組みと、歴史的に制約された社会改良案とに基づいており、哲学的研究としては十分ではない。福祉国家に向けての新自由主義の運動を「経済学・倫理学・政策論」の組み合わせとして再構築すべきである。

3. グリーンらの卓越主義と自由主義。グリーンらの道徳・政治哲学を卓越主義(徳)と自由主義(正)との結合として解釈する。イギリス経験論批判と、認識論としてのドイツ観念論の受容によって、功利主義の欲求・快楽論とは異なる自己実現を目的とするグリーンらの卓越主義が導かれるが、自己を快楽の「フロー」とみるのではなく、永続的「ストック」とみる人間像(道徳的人格)が前提となって初めて、「徳」の理論構造が成立する。彼の共同善、シティズンシップ、権利、義務などの概念を現代の社会契約主義や共同体主義に照らして検討する。彼の卓越主義は、その自由主義的基礎のゆえに、現代の共同体主義よりもはるかに普遍的である。ロールズの「正」>「善」の枠組みにグリーンらの「徳」>「善」を導入する。

4. イギリス歴史学派と社会政策。グリーンらの思想の継承者としての「使徒」トインビーが、経済学者として卓越主義をいかにして経済論に転換したかが問われる。歴史研究は経済理論が捨象した問題を拾い上げ、古典派理論における「利己心の仮定」と、制度概念の放棄による「市場競争の重視」の二点の批判を通じて、共同善概念と社会政策の提案を導く。ドイツ観念論とドイツ歴史派経済学が、オックスフォードのグリーンとトインビーを通じて、先進国イギリスに福祉思想を逆輸入するというシナリオが成立する。

5. ケンブリッジ対オックスフォード。1880-1914年の英国の福祉思想として、ケンブリッジの経済学(新古典派)・倫理学(功利主義)・政策論(厚生経済学)の組合せ(マーシャル、シジウィック、ピグー)と、オックスフォードの経済学(歴史派)・倫理学(卓越主義)・政策論(新自由主義)の組合せ(グリーン、トインビー、アシュリー、ホブソン、ホブハウス)を比較し、傍流視されてきた後者に脚光を当てる。

(The full paper is available through e-mail upon request: y.shionoya@blue.ocn.ne.jp)

シンポジウム II イギリス思想におけるプロバビリティ 第1報告
17:00 3-402)

(3月28日 13:30~

ジョン・ロック『人間知性論』第4巻における「事実問題」「理性問題」「信仰問題」
—『論理学、別名思考の技法』及び『プロヴァンシアル』との比較を通じて—

瀧田寧 (日本大学通信教育部非常勤講師)

ジョン・ロックが哲学上の主著『人間知性論』(以下『知性論』と略記)で、「蓋然性」の探究のあり方を主題として論じるのは、第4巻の後半である。とはいえ、ロックは『知性論』第1巻に置いた「序論」で本書における彼の意図を、「人間の知識の起源と絶対確実性と範囲とを探究し、あわせて信念・意見・同意の根拠と程度とを探究すること」であると明記したうえで(1巻1章2節)、「意見と知識との境界は探しだす価値があり、また、私たちが絶対確実な知識をもたない事物では私たちはいかなる尺度で同意を規制し信条を緩和するべきであるかというの、検討する価値がある」と述べているので(1巻1章3節)、信念・意見・同意といった蓋然性の探究のあり方を巡る問題は、本書の主題の一つである。

ところで本書の『草稿A』は1671年に執筆されているので、最初の草稿から1690年と刊行年が記載された『知性論』が出版されるまでに、19年かかっていることになる。この間、ロック自身は、長期にわたるフランス旅行(1675-79年)やオランダでの亡命生活(1683-89年)を体験し、その中で当地の情報に接し多岐にわたる思索を重ねながら『知性論』に向けた執筆を続けていた。したがって刊行された『知性論』には、異国の地で得た情報に基づく考察も含まれていると考えられる。そこで発表者は、『知性論』の主題の一つであった「蓋然性」の探究のあり方を巡る問題を、従来あまり取り上げられてこなかった当時のフランスの思想との関連において考察することも、有益であると考えた。

本発表はそうした考察の一つの手がかりとして、『知性論』第4巻18章でロックが論じた「信仰」と「理性」の問題を取り上げ、特にその章における「信仰と対照的に区別されたものとしての理性」(4巻18章2節)の働きに焦点を当て、これをアントワーヌ・アルノーとピエール・ニコルの共著『論理学、別名思考の技法』(1662年、以下『論理学』と略記)及びブлез・パスカルの『プロヴァンシアル』(1656-57年)と比較することにより、信仰者でありながら理性の働きをも重視して思索を展開した同時代のフランスにおける思想家たちとの類似点と相違点とを見いだそうとする試みである。従来の研究では、フォン・ライデンが、ロックの信仰と理性について記した日記の解説の中で本章に触れ、「ロックの信仰と理性についての見解の源泉を正確に指し示すことは難しい」と述べながら、グロティウス、カルヴァウエル、ロバート・ボイルの名を挙げているが、そこでは『論理学』やパスカルには言及していない。また前述のように従来は、本章を含む『知性論』第4巻14章以降で展開される蓋然性の問題を、『論理学』やパスカルとの関連から捉えようとする試みが、発表者の知る限り、あまりなされてこなかった。とはいえ、ロックは『論理学』や『プロヴァンシアル』を含むパスカルのいくつかの作品を所蔵していた。近年では、観念の問題についてロックと『論理学』との関係を取り上げた研究はあり、また従来から『パンセ』とロックとの関係については指摘が行われてきた。けれどもそれらは、『知性論』第4巻18章の

「理性問題」と「信仰問題」の区別を、『論理学』の「事実の真理」としての奇跡や『プロヴァンシアル』の「事実問題」と「信仰問題」の区別との比較を考察したものではない。そこで本発表の意義は、こうした従来にはなかった角度から『知性論』第4巻18章の「信仰問題」とは区別された「理性問題」に光を当てることにより、ロックにおける蓋然性の探究の一つの側面を浮かび上がらせることにある。

D・ヒュームのプロバビリティ論

古賀 勝次郎 (早稲田大学)

この報告で、ヒュームのプロバビリティ論の内容とその特徴を、(1) 西洋思想史上におけるヒューム因果論の位置、(2) プロバビリティ論と社会理論の関係、を論ずることを通して明らかにしたい。

(1) は、1 中世(キリスト教神学)の因果論、2 近代合理主義(デカルト、スピノザ)の因果論、3 ロックやコモン・センス学派(ケイムズ卿、リード)の因果論、などと比較することによって、ヒュームの因果論が、西洋思想史において占める位置を明らかにする。

ヒュームが目指したのは、中世を支配していたキリスト教神学と、近代初期期の合理主義に代わり得る思想を形成・確立することであった。ヒュームはそれを両者の因果論を取り上げ批判することから始めた。ヒュームは、キリスト教神学と近代合理主義に見られる設計論的証明、(形而上学的なものであれ自然科学的なものであれ)必然的因果論を批判した。

重要なことは、ヒュームの設計論的証明批判と必然論的因果論批判とは重なっているところがあるということ、しかも両者は、哲学的意味だけではなく、同時に、社会理論的な意味をも持っている、ということである。したがって、ヒュームの設計論的証明や必然論的因果論に対する批判は、自由の問題、あるいは、社会における諸思想の共存の問題などと密接に結び付いていたのである。

ヒュームは思想系譜的には、ロックに近かったが、ロックの因果論は基本的には、産出論的因果論であり、ヒュームのそれとはかなりの隔りがある。また、コモン・ロー学派のケイムズ卿やリードの因果論にも、キリスト教神学的な色彩が残っていて、ヒュームの因果論とはかなり違っていた。

(2) では、ヒュームのプロバビリティ論と社会理論の関係を、1 ロックの場合、2 J・M・ケインズの場合、との比較を通して明らかにしたい。

ヒュームの体系は、哲学と社会科学から成っていて、その両者を結び付けているのが因果論であり、そのプロバビリティ論である。果たして、ロックやケインズにおいては、そのプロバビリティ論と社会理論とはどういう関係にあったか。

ロックのプロバビリティ論は、ある意味では、ヒュームのそれを先取りするものだったが、しかしロックはヒュームと違って、道徳論を十分には展開しなかった。また、その道徳論も論証的傾向の強いものだった。その理由として、ロックの因果論が産出論的因果論であったこと、そしてそのプロバビリティ論が産出論的因果論によって規定されていたこと、などが考えられるのではないか。更には、ヒュームの法理論がコモン・ローと結び付いたのに対し、ロックのそれが、自然法に止まったのも、両者の因果論、プロバビリティ論の違いからきているのではないだろうか。

ケインズは『雇用、利子及び貨幣の一般理論』の著者として著名な経済学者であるが、しかしケインズには『プロバビリティ論』(1921)という大著があり、ケインズの経済理論もそのプロバビリティ論の上に築かれているとあってよい。ケインズのプロバビリティ論には、ヒュームの影響が少なからず見られるのだが、両者におけるプロバビリティ論と社会理論との関係はかなり異なっている。ヒュームは事実と当為との区別を重視したが、ケインズはそのプロバビリティ論の中に、「当為」を持ち込んだ。そのためケインズは、革新的な経済政策を、容易に科学的議論として主張し得たのである。しかしそれは、あくまで短期的にのみ妥当し得るものだったはずのものだが、ケインズは自らの経済理論に「一般理論」という名称を与えた。いうまでもなく、ヒュームの社会理論は社会の一般理論である。ヒュームにおいてもケインズにおいてもプロバビリティは、人々の日常生活の慣習であって、その指針となるべきものであったが、両者の間には、慣習の理

解、従って、プロバビリティの内容に違いがあったのではないだろうか。

シンポジウムⅡ： イギリス思想におけるプロバビリティ 第3報告
～17:00 3-402)

(3月28日 13:30

ジェヴォンズにおける確率論と経済学

千賀重義 (横浜市立大学)

ジェヴォンズは「帰納法と確率の密接な関係を強調することによって、[帰納法の分析に]重要な進歩をなしとげた」(ケインズ)とされるが、このことと彼が古典派経済学から新古典派経済学へのパラダイム転換を行ったこととの関連を探ることが本報告の趣旨である。

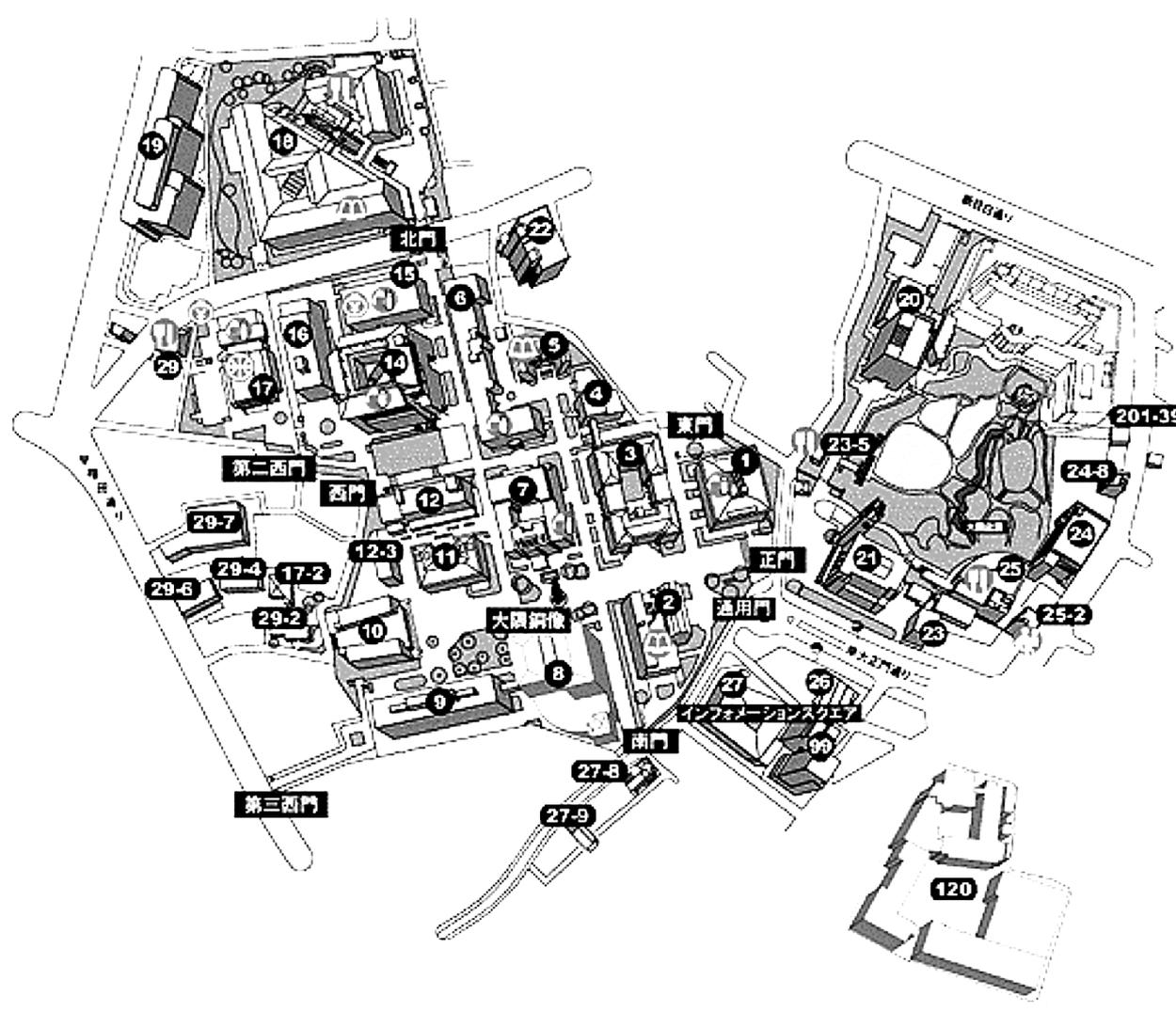
この観点からジェヴォンズの哲学的主張を抽出すると、第一に、すべての科学的思考は、「多様性の中に同一性を発見することから始まる」との認識にたち、すべての諸現象が対象と対象との間にある類似性によってわれわれの視界に現れているとする。同一性と差異を認定するという論理的抽象によって論理学が発展し、その論理学を前提とするかぎりで数学的理論化が説得力をもつとし、数学から論理学を導くという数学者ブールの試みを批判する。第二に、演繹と帰納という推論の過程は相互に代替的なものであり、帰納は演繹の逆の過程だとしながらも、帰納は演繹に較べてはるかに複雑で困難である。観察された確かなデータの組合せから推論する完全帰納においても推論が到達できるのはそのような組合せを支配する論理的条件にすぎない。まして調査すべき対象は無限でありその多くが入手できないという不確かなデータを前提として行われる不完全帰納による推論の結果は、つねに仮説的な性格をもち蓋然的なもの以上ではない。対象に関する確かな知識が人間の無知によって薄められるという現実が帰納において確率論が不可欠になる根拠であるが、逆に安全に取り扱われうる誤差の範囲を教え、長期的には差異の中間がもっとも真理に近いことを証明する確率論の意義を過小評価してはならない。第三に、帰納によって自然の法則を見だし、出来事の未来の過程を予測するという仕事は、極めて困難なことがらである。アリストテレス以来、ものごとの原因を発見する試みが行われ、ミルも因果法則をほとんど科学と同値し、ある出来事の原因を知れば起こるべきことを確実に知ることができると想定している。しかしわれわれの限られた経験が将来に関する確かな知識を与えることができるというのはきわめて疑わしい。観察と演繹的理論化の逆の使用によって将来の出来事や未調査の対象についてわれわれが知ることができるのは、われわれの以前の知識に含まれていた未開示の内容であり、過去の出来事やどのような条件のもとで進行し、その条件がどのような出来事を導くかという蓋然性であり、いかなる確かな知識でもないのである。

以上の哲学的主張に相応した経済学主張は、第一に経済学が対象とするのは、すべての人間を支配するのは「快樂と苦痛」であるというベンサム功利主義の世界であるという認識である。すべての経済行動は、快樂と苦痛という効用・負効用の同一性に還元される以上、経済学の数学化は妥当なものでありその精密化のために必然である。第二に、リカードウは、貨幣としての金と諸商品との関係が変化したとき[物価が変動したとき]、変化の原因が金の側にあるか諸商品の側にあるかは論じ得ないが金が不変であることは確定的であると不変の価値尺度論を展開した。しかし確率論をもちいれば、金と諸商品のどちらに変動の原因があるかを推定でき、また変動の大きさ(物価指数)を推計することも可能になる。第三に、これまで多くの経済学者[古典派]は、すべての物はその価値をその物に投下された労働から引き出されたと推論し、労働を価値の原因であると断定したが、これは誤った因果関係論の立場にたっている。価値とそれを決定する諸事情との間には一連の確率的な関係があるにすぎないのであり、労働もそうした事情の一つではあるが、価値を直接に決定するのは「最終効用度」である。

最後にジェヴォンズ確率論と経済学の問題点について若干の検討を行う予定である。

会場案内

早稲田大学政治経済学部



早稲田大学西早稲田キャンパス

1号館 現代政治経済研究所 【個人研究報告】

3号館 政治経済学部・政研・経研・公共経営研究科 【受付・共通シンポ】

25号館 大隈ガーデンハウス 【懇親会】

大会当日の連絡先

早稲田大学政治経済学部 第3会議室

Tel. 03-3203-4141(大学代表番号) 内線 71-3289

《 会員の皆様へ——大会参加にあたって 》

1 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員は、郵送書類の中に、振替用紙を同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には 2005 年度分までの請求額が印字されています（0 もしくはマイナスの数字は会費を納入済みであることを示します）。年会費は 6,000 円です。なお、大会会場での会費の受付は行いません。

2 大会参加費

1,000 円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には 2,000 円（大学院生は 1,000 円）をお支払いいただきます。

3 昼食 キャンパス内および周辺のカフェ、レストラン等をご利用下さい。弁当のご用意はいたしません。

4 懇親会

早稲田大学西早稲田キャンパス 25号館 大隈ガーデンハウスにて
3月27日（月）午後6時より。懇親会費（一般会員 6,000円、 大学院生会員4,000円）
を大会受付でお支払いの上、懇親会券をお受け取りください。

5 会場校問合せ先（大会事務局）

早稲田大学政治経済学部 大会事務局 内線 71-3289
佐藤正志研究室 TEL : 03-5286-1210 E-mail ssato@mn.waseda.ac.jp
早稲田大学西早稲田キャンパス 8-605
169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

日本イギリス哲学会第 30 回総会・研究大会 プログラム・報告要旨

発行日 2006 年 2 月 1 日

発行者 日本イギリス哲学会 会長：田中秀夫

事務局

〒606-8051

京都大学大学院経済学研究科内 Fax. 075-753-3492

事務局：田中秀夫 E-mail: tanaka@econ.kyoto-u.ac.jp